

平成 21 年(ワ)第 249 号損害賠償等請求事件

原告 能瀬 英太郎

被告 森永ヒ素ミルク中毒の被害者を守る会

準 備 書 面

(第 7 回)

平成 22 年 7 月 5 日

岡山地方裁判所第 2 民事部 2A1 係 御中

原告 能瀬 英太郎

1、被告が準備書面(8)の 1 で主張する「社会常識を逸脱して」とは原告が榎原氏、横田氏それに山田氏に依頼されて、岡山県弁護士会、広島県弁護士会の人権擁護委員会に人権救済の申立書を書いた事を指し、また国会議員に質問主意書の提出を間接的に依頼したことを指している。その他岡山県に公害調停について問い合わせたこともさしている。

弁護士会人権擁護委員会はこれまでも様々な人権侵害事件について審議し、解決の方策を示してきたことは、被告代理人が最も良く知るところである。又国会に質問主意書を提出することは、政府の政策について質問することである。特に森永ヒ素ミルク中毒事件の救済開始は裁判の判決によったものではなく、厚生省、森永、被告の三者会談で政治決着されて発足した。被害者救済事業に対する政府の意向については、三者会談以来表明されたことはない。政府の責任は果たして行政協力だけに限られるのか、第 5 回三者会談確認書に盛られている内容と、現在の救済状況との整合性を質すことは、被害者全体にとっても有意義なことである。岡山県衛生部の部長は事件発生当時に、被災者同盟との会見で『法律の不備による事件であり、国の責任は重大である』と発言している。

現在、事件の責任を森永だけに背負わしているが、厚生省は事件後、後遺症治療

に対する被害者の度重なる要請に対して、常に森永を擁護し続け適切な指導をしてこなかったため、治療に14年間の空白が生じ、後遺症を悪化させた責任もある。

水俣病に対しての国の責任と、森永ヒ素ミルク中毒事件についての国の責任の軽重は、軽々しく論ずることはできない。今水俣病については社会の注目が集まり、それに比べて森永ヒ素ミルク中毒事件は、解決済みの印象を与えている。そのような中で政府の責任を再度確認することは、被害者全体にとって意味あることである。被害者の僅か4分の1(ひかり協会との連絡希望者6,000名、事件発生当時厚生省発表被害児12,131名、被害者被告会員1,600=甲第21号で前野氏記述)しか纏めているに過ぎない被告が、被害者全体を代表するが如き態度で反対することこそ「社会常識」に反することである。

そもそも被告は、原告が国会議員に依頼したという、「質問主意書の内容」を問題にしているのか、それとも「質問主意書提出依頼」そのものが「社会常識を逸脱」していると云いたいのが、明確ではない。もし内容に対するものであるなら、そのどこに「社会常識を逸脱」したものがあのかを指摘すべきである。「提出依頼」そのものが「社会常識を逸脱」しているとは到底思えないが、もしそうだとすれば、被告は反対する理由を詳細に述べ、今後国会議員以外の国民からの「質問主意書依頼」は断るよう、そのための立法措置を講じるべく国会へ請願運動をしたらどうだろう。

被告は準備書面(7)の16頁1行目で「公害調停申立は、被告が甲1の対策を講じなくてはならなくなった原因の一つ」と主張しているが、原告は申立てなどしていない。架空の理由を作りあげ、自己の行為を正当化していると云わざるを得ない。

被告が「社会常識」を逸脱しているとして指摘する、以上3点の原告の行為は極めて正当なものであり、何等普通の方法に反してはいない。被告は自分に都合の悪いことはすべて排斥するという、視野狭窄的な思考方法から産み出された虚構を現実と取り違えているに過ぎない。

2、これまでの原告と被告の準備書面について要約すれば、以下のような経過をたどってきている。

(1)原告は準備書面(第1回)では、これまで森永ヒ素ミルク中毒事件にかかわってきた自身の経緯を記述して、甲1が如何に真実と乖離した記事であるかを論述した。それに対して、被告は準備書面(1)では森永ヒ素ミルク中毒事件の発生から被告の組織設立、「十四年目の訪問」の発表とそれによる被害者の全国的組織化、対森永民事訴訟提起、恒久対策案の作成、第5回三者会談確認書による救済機関ひかり協会の設立等について述べた。

(2)原告は準備書面(第2回)で、被告準備書面(1)に書かれている事実の中に、きわめてあいまいで、事実を歪曲した部分があるのを批判した。それは特に恒久対策案についての記述であり、救済について恒久対策案の実施が不十分であることを原告は具体的に指摘した。

(3)被告は原告の批判に対して反論をすることもなく、準備書面(2)ではひかり協会の救済事業について、争点とは関係のない記述を長々と展開した。またこの中での抗弁では、ひかり協会の行う救済事業には公共性と公益性があり、それに協力する被告の行動は従って「公共性と公益性」があるというものであった。

(4)被告準備書面(2)で展開される「公共性と公益性」の主張は、甲1の記事に「公共性と公益性」があるかどうかを問題にせず、ひかり協会の事業に「公共性と公益性」があり、それに協力しているから被告には「公益性と公共性」があるとの主張で、問題の所在を取り違えていて失当であることを原告は批判した。これは端的に言うとも「金魚のフンが金魚にくっついているから、フンは魚である」と言うに等しいものである。

(5)これまでの被告の準備書面に特徴的なことは、本件の争点より逸脱した主張が繰り返されて来たことである。そこで裁判官は書記官に命じ「争点整理メモ」を作成し、それに基づいた準備書面の提出を被告に要請した。争点整理メモに基づいて提出されたのが、被告準備書面(3)である。これに対する認否は色分けにより提出す

るようにとの裁判官の指示で、原告は被告準備書面(3)をそのまま使用し、否認は「赤」文字で、認は「青」文字で、不知は「緑」文字で識別して提出したのが原告準備書面(第4回)である。

(6)被告準備書面(4)は「原告は、損害賠償方式をお考えではないのか」という質問形式で尋ねるものであった。原告は、森永と被告の関係は「加害と被害」の関係であり、被害を償うために森永は賠償責任を果たしているものであり、その他の何ものでもないと反論した。それ以外に森永が善意で奉仕する理由はなく、「損害賠償制度」を認める主張は被告発行の文書、ひかり協会発行の文書にも掲載されているのである。即ち書証甲第63号証の1から3においてひかり協会が「新しいパターンの損害賠償制度である」と述べていることでも明白になっている。

(7)裁判官は原告に対して、原告提出の「書証」と原告準備書面との対応関係につき明らかにした文書の提出を命じ、原告は準備書面(第5回)第一でそれに応じた。更に原告は第二に於いて、被告準備書面(4)の質問に対する回答をすると共に、原告は被告に原告準備書面(第5回)に対する反論を要請し、もし反論がない場合には原告の主張を認めるものと認識すると、記述をしている。

(8)被告準備書面(5)は原告の反論要請を実行せず、被告が発した質問に答えた原告の主張に一言半句の反論もなされなかった。これは原告が「反論なき場合は認めたものと理解する」との主張を暗に認めたことである。そして被告が準備書面(5)で記述したことは、ひかり協会の救済事業に費用のかかることの説明である。これまた争点とは何等関係のない、単なる遅延行為である。

(9)被告準備書面(6)はひかり協会の救済事業の内、恒久対策案の実行状況についての説明であり、特に「具体的対策6イ年金」についての説明に多くの紙数を費やして、支給月額が低額なことを弁解しているのである。裁判官は被告準備書面(5)並びに(6)について、「争点とは関係ないこと」を理由に原告に反論する必要はないとの指示を出し、それにより原告はこの事実誤認の多い準備書面への反論を思いとどまったのである。

原告は裁判官の裁判指揮に誠実に対応しているのに反し、被告はいたずらに争点とは何等関係のない書面を連発し遅延を意図しているのは、誠実な訴訟行為とはいえない。被告はまた裁判官の指定した準備書面提出期限を再度厳守せず、甚だしきは約1週間も過ぎた後に提出するという杜撰ぶりである。原告は裁判の当事者になるのは生まれてはじめての経験であるが、提訴以前に抱いていた裁判に対する予断は「厳正」というものである。それがこの度当事者になって実感したのは、それとは懸隔したものである。被告代理人は原告が素人であることを理由に侮り、故意に遅延行為を繰返しているなら残念としか言いようがない。

(10)被告の準備書面(7)の主張の大意は今迄提出されて、既に原告の反論によって破綻したにもかかわらずそれを繰返しているのである。議論を深めようと思えば反論には再反論で応じ、真実に到達するよう努力するのが誠実な対応と思う。しかし残念ながら被告はあえて、議論がすれ違うことを望んでいるとしか思えない。原告は準備書面(第6回)において被告の準備書面(7)に直接反論せず、争点整理メモに従いこれまでの被告の主張を総合的に批判してきた。今回の原告準備書面(7)でも、争点整理メモに従い被告のこれまでの主張の変遷に重点を置いた批判をする。

3、(1)甲1によれば、文章⑤の動機を達成するために、原告が文章①を手段として利用したと被告は主張していると理解できる。文章⑤が事実無根であることは、甲第6号証から甲第18号証までの書証で証明されている。そこで被告は「恨みを募らせて」いる事実がないことに気付いたのか、「森永告発の人たちと同じ立場」(被告準備書面(7)13頁)とか、元森永告発・代表谷川氏の34年前に発表した文書(被告準備書面(8)28頁)と、原告が榎原氏のホームページ掲示板に書き込んだ内容が、似ているということに主張が変わって来た。それ故、谷川氏や当時森永告発の一部の人達と「同じ目標実現」のために闘っていると、強引に結びつけようとしている。そのようにしないと文章①、②、③、④の主張が矛盾してしまうからである。そこで小さな矛盾に眼をつむり文章①の「榎原氏を煽動した」と云う虚偽の事実を訂正

して矛盾は隠蔽したまま押し通そうとしている。

(2)榎原氏が原告から煽動されて行動したことにするには、榎原氏を「守る会運動やひかり協会の行動にかかわらず、そのため、守る会の方針やひかり協会の救済事業について理解や知識がなかった人である。守る会の方針やひかり協会の救済事業について、広く議論がなされ、積み上げられていくことに関心のなかった人である。その殆ど何も知らない」(被告準備書面(3)6頁)人にしておく必要があったのである。しかし、原告の提出した甲第48号証から甲第59号証により榎原氏が被告の運動に熱心にかかわっていて、役員まで務めたことが明らかになった。

そのことにより被告の筋書きは破綻し、彌縫策として出したのが「榎原らの名前を借りての原告の運動」「原告の運動」(被告準備書面(7)3頁)に変わり、さらに榎原氏が設立し運営するホームページを「原告の運営する」(同上7頁)にしてしまった。さらに榎原氏が書いた文章まで原告が書いた(被告準備書面(8)6頁、乙4)ことにし、事実を歪曲しなくては辻褄が合わなくなった。

原告は榎原氏のホームページに数多くの投稿をしているが、何れも実名を使用し、匿名では一切書いてはいない。よりによって榎原氏の名前を使って掲示板に書き込まねばならない理由が、どこに存在するのであろうか。

(3)文章②については、再三述べてきたように原告と榎原氏は別行動をとったのであり、妨害行動を行った事実はない。争点整理メモの2.(1)、イについても「原告は具体的にどのような行動をしたのか」についての釈明はされていない。苦肉の策として「原告が現場へ来ていること自体が指導者として来ている」から妨害(被告準備書面(7)8頁)との記述をしている。

(4)文章③については、榎原氏のホームページ掲示板に書き込みをした原告の文章は、すべて真実に基づいて書いたものである。この掲示板は誰でも書き込めるもので、開かれた意見の交換の場である。言論の自由を保障された民主的なものであり、異論を排除するものではない。原告が批判をしたのが事実誤認であれば、被告やひかり協会は当然に反論すべきである。甲第20号証で明らかなように、ひかり協会

の救済事業を批判する文章を原告は「週刊金曜日」に投稿した。これを書くに当たり原告は山田氏とひかり協会東中国地区センター事務所センター長平松邦夫氏に取材した。原告は掲載された「週刊金曜日」を平松氏に送り、反論があれば「週刊金曜日」に送るように要請する文書も同封した。これに対する反論は、甲第 21 号証にみるように被告理事長前野直道氏が書き投稿された。原告のなした前野氏への反論が甲第 22 号証である。

前野氏は原告の反論に対して再反論をしないので、該ホームページ掲示板へ「再反論なき場合は原告の反論を認めた」ことになると再反論を要請する投稿をしたが、前野氏はこれに応じることはなかった。

原告が榎原氏のホームページへ書き込んだ文章のうち、被告が誹謗中傷だとして提出した書証を、番号順に示せば乙 5、11、12、21、22、23、24、29、70、71、72、である。この中で被告に言及したのは乙 7、8、9、11 であり、その他はひかり協会批判である。原告のひかり協会の救済に対する批判に、事実誤認や見解の相違があれば、先ずひかり協会が反論すべきである。お互いに議論を闘わせて理解を深めるのが、言論の自由を掲げる民主的社会的要諦である。原告は具体的事実を示して批判を展開しているのだから、反論は具体的事実を以てなされるべきである。被告は反論行為を全く放棄して今になって感情的、あるいは情緒的に「誹謗中傷」と声高にさげび、果ては原告がひかり協会を批判したことまで取り上げて、被告に対する「誹謗中傷」であると主張している。これは反論の余地が無い場合、感情的に対応する以外に為すべき手段の尽きた者がなせる典型的な幼児的反応である。

例えば原告が主張する「恒久対策案 1 割実施」について、被告は否定するが具体的事実の提示はない。原告は甲第 29 号証の 52 頁の第 4 表で、実施状況を具体的に提示しているのであるから、それを材料にすれば事は簡単であるが、被告は否定するが具体的ではなく、感情的にわめくだけである。被告に対する批判は、即誹謗中傷にされてしまう。被告は勘違いをしているのではないだろうか。被害者団体はどのような発言や行動をしても、外部から批判をされない「聖域」とであると。

(5) 文章④についての被告の釈明は真実ではない。「協会事業に対し何らかの不満や不信を持っている親族や被害者に」近づいていった動機が、文章⑤の目的達成のためと被告は主張する。原告には、自分から山田氏や横田氏に近づいていく理由には存在しない。当時すでに山田氏と横田氏は90歳近くになり、榎原氏でさえも80歳前であった。これらの人達を煽動して被告の言う「原告の運動」に参加させて、どのような利点があるというのだろうか。これらの高齢者を引き込むことは原告の負担になりこそすれ、なんの得にもならない。三氏は高齢に達していて、精神的にも身体的にも次第に不自由な域に達している。これらの人達に原告が近づいて行き、「不信や不満を増幅させ」るなどということは、常人の為し得ないことである。高齢者は常識的に言って、理解力が下降線をたどることはあっても、上昇することはない。原告が説得して「不満や不信を増幅」させることについての、被告の主張は合理的ではなく、苦し紛れの詭弁としかいいようがない。

言論の自由がない被告組織では、「不満や不信」は機関紙「ひかり」にも全く掲載されることはない。別組織であるひかり協会にたいする批判も、御法度である。全国大会で意見を述べるにも、事前に質問要旨を提出しなくてはならない。これは完全なる事前検閲制度である。会員に批判を許さず、外部からの批判も許さない、一種の閉鎖集団であるから、それをいいことに批判は存在しないと暗に強弁(被告準備書面(6)17頁)しているのだ。だから榎原氏のような人が現れると、途端に弾圧をはじめ。 (甲第29号証55～56頁)

内部からも外部からも、ひかり協会と被告に対する批判は存在しないと思いつけているので、被告の気に入らない言辞が僅かでもあると、学者の論文にさえ横やりをいれることを平気でやるのである。甲第30号証の中島貴子氏の論文『森永ヒ素ミルク中毒事件50年目の課題』に対して、被告は「能瀬英太郎氏の主張を引用」していることと、「人権擁護委員会への申立てをしているケースがあると述べるにとどまっている」と、インターネットに掲載された「論文の内容に危惧する被害者からの連絡」(甲第31号証)があったので、真摯な対応をせよというのである。

中島氏が所属する「独立行政法人科学技術振興機構社会技術研究開発センター長」市川敦信氏にも「要請」文を送りつけて、中島氏の論文内容に「認識に誤りがあり、社会的にも大きな誤解を与える内容」「マイナスの影響も出ている」「事実確認の正確な把握」（甲第 32 号証）を要請している。

それほど「社会的にも大きな誤解を与える内容」についてならば、その内容の「誤解をあたえる」部分と「マイナスの影響の出ている」の内容を明らかにすることが必要であるが、それは明示していないのである。被害者が「危惧」するほど重要なことなら「ひかり」紙上に「能瀬英太郎の主張」を掲載して、「誤解を与えないように」具体的に批判をすることが先決問題である。さらに「人権擁護委員会への申立てをしているケースがある」だけの事実記述では、なぜ不満なのかを明らかにしなくてはならない。著作に対して申入れをする場合、事実誤認であれば「取消し」か「訂正」を求めるのが普通である。「真摯な対応」とはどのような対応をすれば被告が納得するのか理解に苦しむことである。

被告の要請に対し市川敦信氏は「今回のご指摘が「学術研究の推進における事実誤認」と言う性格のものであるとすれば、「編集者への手紙」を下記論文審査委員長宛にお送り頂き、学術論文誌という公開の場において議論して頂くことがもっとも適正な方法であると考えます。」（甲第 33 号証）として、手紙の送付先を明示して公開の場での討論を提案している。

これに対して被告は沈黙をしたままである。「認識に誤りがあり、社会的にも大きな誤解を与える内容」が事実であるならなぜ沈黙してしまうのか。被告の要請が事実に基づいているなら相手が学者であろうと、誰であろうと堂々と主張すべきは主張すべきではないだろうか。それを為さないことは、論文にまで介入をして批判を封殺する意図があったとしか思えない。結局は中島氏が論文で引用した原告のレポートには「認識に誤り」がないことを、被告自身が沈黙することによって認めたことになる。

(6)文章⑤について「森永告発」を「支援者でなく妨害者」との決定に「恨みを募

らせ」たとする動機の設定は合理的ではない。被告の声明は昭和 50 年(1975 年)に出されたもので、原告が山田氏の現状をルポで発表した時から 27 年も遡るのである。その時点で既に「森永告発」は解散しているし、それほど長期にわたって恨みを持続することなどあり得ないことである。個人対個人の恨みならそれは理解できないことはないし、講談にも「敵討物語」は格好な演目になっている。しかしこれは団体対団体の問題であり、しかも片方は自然に消滅して久しく、その中の個人が相手に対して 27 年間も「恨みを抱く」などということが、現実問題としてあり得るだろうか。忠臣蔵でもあるまいし、原告が森永告発にそれほど忠義立てする理由はない。

次に疑問なのが、27 年も経過した後、という時期の設定である。そのように長く恨みを抱き続けることは、結局はそれだけ原告も年齢を重ねることでもあり、身体的にも精神的にも老化することである。若くて行動力のある時期を選ばずにそれまで待っていたことは、被告の説明では「親族活動家がいなくなる時期」(甲第 1 号証)をまっていたということなる。親族活動家、即ち親たちが死ぬのをまっていたということらしい。大体親族活動家達の死去情報をどうして入手できるのか。「ひかり」には岡崎氏は勿論のこと親族活動家の訃報などは掲載しない。原告には、ジェームス・ボンドのような情報収集能力は持ち合わせていない。

以上のように甲第 1 号証の記事は、矛盾だらけで合理的ではない。これは根拠のない事実を羅列したため原告の反論により各所に論理的破綻をきたしていることから明白で、妄想が生み出した産物としかいいようがない。

4、被告は原告が今までに要求した求釈明に誠実に答えるべきである。答えられないとすれば、原告が要求した求釈明事項は事実無根のことを被告は述べていると断定せざるを得ない。